

(お知らせ)

令和3年5月29日

公益財団法人
京都市音楽芸術文化振興財団

京都府緊急事態措置の再延長に伴う施設の利用予約のキャンセル対応について

標記の件について、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 対象となる条件について

- ① 再延長された京都府緊急事態措置期間（6月1日～6月20日）において、施設閉鎖時間帯を含む利用区分の利用予約をキャンセルする場合

※ これまでの京都府緊急事態措置期間（4月25日～5月31日）における利用予約をキャンセルする場合と異なり、施設閉鎖時間帯を含む利用予約のみを対象とする

- ② 令和3年6月1日（火）時点で当該利用予約が成立している場合

※ ただし、京都府が緊急事態宣言の再延長を要請した令和3年5月26日（水）～令和3年5月31日（月）にキャンセルされた場合を含む

2 上記1の全ての条件を満たす場合の利用料金の取扱いについて

既に公の施設の利用料金が納入されている場合は全額還付します。
また、未納の場合は納入を求めません。

3 キャンセル受付期間について

京都府緊急事態措置が期間途中で解除された場合、その時点で全額還付を前提としたキャンセルの受付は終了します。

注1 「施設閉鎖時間帯を含む利用区分の利用予約」において、施設が閉鎖されていない時間帯の利用が行われる場合、還付はできません。

注2 「施設閉鎖時間帯を含む利用区分の利用予約」がキャンセルとなることに伴い、他区分の利用予約に関しても当該利用目的が達成できなくなる場合、他区分の利用予約についても全額還付します。

※ 詳しくは、各施設にお問い合わせください。